

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公表番号】特表2011-505057(P2011-505057A)

【公表日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2010-535213(P2010-535213)

【国際特許分類】

F 2 1 S	2/00	(2006.01)
H 0 1 L	33/58	(2010.01)
F 2 1 V	7/09	(2006.01)
F 2 1 V	5/02	(2006.01)
F 2 1 Y	101/02	(2006.01)

【F I】

F 2 1 S	2/00	4 8 4
H 0 1 L	33/00	4 3 0
F 2 1 S	2/00	4 8 1
F 2 1 V	7/09	5 0 0
F 2 1 V	5/02	1 0 0
F 2 1 Y	101:02	

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月21日(2011.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明装置(1)であって、

- 反射性内面(4)によって画成されている少なくとも1つの凹部(5)を有するチップハウジング(2)と、
- 前記凹部(5)の中に配置されているチップ表面(9)を有する少なくとも1つの放射放出半導体チップ(3)と、
- 前記チップ(3)から隔てられている角度フィルタ要素(6)であって、前記チップハウジング(2)に組み込まれており、好みしい方向(V)における前記半導体チップ(3)の下流に配置されている、前記角度フィルタ要素(6)と、  
を備えており、

前記反射性内面(4)が前記チップ表面(9)の少なくとも10倍の大きさであり、

前記半導体チップ(3)によって放出される前記放射が、前記角度フィルタ要素(6)に当たり、第2の入射角度範囲内よりも第1の入射角度範囲内において、より強く反射され、前記第1の入射角度範囲が、前記第2の入射角度範囲よりも小さい入射角度を有する

、

照明装置(1)。

【請求項2】

前記反射性内面(4)が、前記チップ表面(9)の100倍の大きさである、請求項1に記載の照明装置(1)。

【請求項3】

前記反射性内面（4）が、90%またはそれ以上、好ましくは95%またはそれ以上、特に好ましくは98%またはそれ以上の反射率を有する、請求項1または請求項2に記載の照明装置（1）。

【請求項4】

前記照明装置（1）によって放出される前記放射の放射角度が、前記角度フィルタ要素（6）によって小さくなる、請求項1から請求項3のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項5】

前記反射性内面（4）が少なくとも1つの側面（8）を備えている、請求項1から請求項4のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項6】

前記側面（8）が凹状に湾曲している、請求項5に記載の照明装置（1）。

【請求項7】

前記内面（4）が、平面状の底面（7）と、前記底面（7）に対して角度をなして延在している複数の平面状の側面（8）と、を備えている、請求項5に記載の照明装置（1）。

【請求項8】

前記角度フィルタ要素（6）が、前記チップハウジング（2）のカバーを形成している、請求項1から請求項7のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項9】

前記角度フィルタ要素（6）が構造要素（6a）を備えており、前記構造要素（6a）が、円錐構造、角錐構造、角柱構造、または複合放物面を逆にしたような構造、である、請求項1から請求項8のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項10】

前記構造要素（6a）が、前記好ましい方向（V）に次第に細くなる形状である、請求項9に記載の照明装置（1）。

【請求項11】

前記角度フィルタ要素（6）が誘電体フィルタである、請求項1から請求項8のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項12】

前記凹部（5）が、部分的に充填組成物（11）によって満たされている、請求項1から請求項11のいずれかに記載の照明装置（1）。

【請求項13】

前記充填組成物（11）と前記角度フィルタ要素（6）との間に空気の隙間が存在する、請求項12に記載の照明装置（1）。